

介護報酬改定における経過措置終了 に伴う届出の留意事項

- 1 業務継続計画未策定減算
- 2 身体拘束廃止未実施減算
- 3 介護職員等処遇改善加算

1 業務継続計画未策定減算(所定単位数の100分の1)

業務継続計画の未策定、計画に従い必要な措置が講じられていない場合に減算対象となる。

新たに対象となるサービス

<地域密着型サービス>

- ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ・ 夜間対応型訪問介護
- ・ 居宅介護支援
- ・ 介護予防支援

<第一号事業>

- ・ 訪問型サービス(訪問介護)

令和6年4月から減算対象となっているサービスの留意事項

・ 令和7年4月1日以降、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定のみ(業務継続計画未策定)の場合、減算が適用される。

届出の留意事項

～業務継続計画未策定減算(業務継続計画策定の有無)～

- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ・夜間対応型訪問介護
- ・第一号事業(訪問型サービス)

「1:減算型」、「2:基準型」が新設される。
新たな届出がない場合は、「1:減算型」とみなす。

- ⇒ 減算を適用しない場合、「2:基準型」の届出が必要。
- ⇒ 減算を適用する場合、届出不要。

提出期限:令和7年4月1日

届出の留意事項

～業務継続計画未策定減算(業務継続計画策定の有無)～

- ・居宅介護支援
- ・介護予防支援

⇒ 令和7年3月14日現在、様式改正がないため
現状は、**届出不要**。

2 身体拘束廃止未実施減算

身体的拘束等を行う場合の記録を行っていない、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催していない、身体的拘束等の適正化のための指針を整備していない又は身体的拘束等の適正化のための定期的な研修を実施していない場合に減算対象となる。

新たに対象となる地域密着型サービス等

- ・ (介護予防)小規模多機能型居宅介護(短期利用型含む)
- ・ (介護予防)認知症対応型共同生活介護(短期利用型)
- ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用型)
- ・ 看護小規模多機能型居宅介護(短期利用型含む)

2 身体拘束廃止未実施減算

【参考】

サービス種類	給付費	所定単位数 (減算)	
(介護予防)小規模多機能型居宅介護	(介護予防)小規模多機能型居宅介護費	100分の1	NEW
	短期利用(介護予防)居宅介護費	100分の1	NEW
(介護予防)認知症対応型共同生活介護	(介護予防)認知症対応型共同生活介護費	10分の1	R6.4～
	(介護予防)短期利用認知症対応型共同生活介護費	100分の1	NEW
地域密着型特定施設入居者生活介護	地域密着型特定施設入居者生活介護費	10分の1	R6.4～
	短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費	100分の1	NEW
看護小規模多機能型居宅介護	看護小規模多機能型居宅介護費	100分の1	NEW
	短期利用居宅介護費	100分の1	NEW

届出の留意事項

～身体拘束廃止未実施減算(身体拘束廃止取組の有無)～

「1:減算型」、「2:基準型」が新設される。
新たな届出がない場合は、「1:減算型」とみなす。

- ⇒ 減算を適用しない場合、「2:基準型」の届出が必要。
- ⇒ 減算を適用する場合、届出不要。

提出期限:令和7年4月1日

3 介護職員等処遇改善加算

介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、所定の様式による届出を行った事業所が利用者にサービス提供した場合に所定単位数を加算する。

留意事項(前年度からの変更点)

以下の算定区分が廃止され、加算(Ⅰ)～(Ⅳ)の4区分となる。

・加算(Ⅴ)(1)～(14)

届出の留意事項

～介護職員等処遇改善加算～

既存届出内容が今回の廃止対象(加算(V)(1)～(14))
である場合、新たな届出がない場合は、「1:なし」とみなす。

- ⇒ 加算を適用する場合、「加算(I)～(IV)」のいずれかの届出が必要。
- ※該当区分は、処遇改善計画書を作成し確認。
- ⇒ 加算を適用しない場合、届出不要。

提出期限: 令和7年4月15日 (計画書の提出期限同日)

※当該加算の届出のみの場合

届出書類について

<地域密着型サービス>

- (1) 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙3-2)
- (2) **介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙1-3)**

<第一号事業>

- (1) 介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書(別紙50)
- (2) **介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表(別紙1-4)**

※市HPに掲載している様式にて作成の上、ご提出ください。

提出方法・提出期限について

<提出方法>

電子申請・届出システム

<提出期限>

令和7年4月1日(火)

※2日以降の届出は、令和7年5月からの適用となる。

介護職員等処遇改善加算の届出のみの場合

令和7年4月15日(火)

※16日以降の届出は、令和7年6月からの適用となる。